

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書				
【提出先】	関東財務局長				
【提出日】	平成25年8月19日				
【会社名】	江崎グリコ株式会社				
【英訳名】	EZAKI GLICO CO.,LTD.				
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 江崎 勝久				
【本店の所在の場所】	大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号				
【電話番号】	大阪 06(6477)8404				
【事務連絡者氏名】	執行役員経理部長 松本 節範				
【最寄りの連絡場所】	東京都港区高輪四丁目10番18号				
【電話番号】	東京 03(5488)8146				
【事務連絡者氏名】	グループ広報部(東京) 窪田 精一郎				
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式				
【届出の対象とした募集(売出)金額】	<table border="0"> <tr> <td>一般募集</td> <td>14,684,700,000円</td> </tr> <tr> <td>オーバーアロットメントによる売出し</td> <td>2,297,475,000円</td> </tr> </table>	一般募集	14,684,700,000円	オーバーアロットメントによる売出し	2,297,475,000円
一般募集	14,684,700,000円				
オーバーアロットメントによる売出し	2,297,475,000円				
	<p>(注)1 募集金額は、発行価額の総額であり、平成25年8月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p> <p>ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。</p> <p>2 売出金額は、売出価額の総額であり、平成25年8月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。</p>				
【安定操作に関する事項】	<ol style="list-style-type: none"> 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。 				
【縦覧に供する場所】	<p>江崎グリコ株式会社 首都圏統括支店 (東京都港区高輪四丁目10番18号)</p> <p>江崎グリコ株式会社 中部統括支店 (名古屋市東区東大曽根町22番28号)</p> <p>株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)</p>				

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	15,000,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は1,000株であります。

(注) 1 平成25年8月19日(月)開催の取締役会決議によります。

2 上記発行数は、平成25年8月19日(月)開催の取締役会において決議された公募による自己株式の処分に係る募集株式数であります。本募集(以下「一般募集」という。)は、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘であります。

3 一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し(以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

4 一般募集とは別に、平成25年8月19日(月)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,250,000株の第三者割当による自己株式の処分(以下「本件第三者割当」という。)を行うことを決議しております。

5 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。

6 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

平成25年8月28日(水)から平成25年9月3日(火)までの間のいずれかの日(以下「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	15,000,000株	14,684,700,000	-
計(総発行株式)	15,000,000株	14,684,700,000	-

(注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。

2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。

3 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、払込金額の総額は資本組入れされません。

4 発行価額の総額は、平成25年8月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。	未定 (注)1、2	- (注)3	1,000株	自 平成25年9月4日(水) 至 平成25年9月5日(木) (注)4	1株につき発行価格と同一の金額	平成25年9月10日(火) (注)4

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、平成25年8月28日(水)から平成25年9月3日(火)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より受取る1株当たりの払込金額)を決定いたします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <http://www.glico.co.jp/ir/news.htm>) (以下「新聞等」という。)で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

- 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。
- 一般募集は、自己株式の処分に係るものであり、発行価額(会社法上の払込金額)は資本組入れされません。
- 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で平成25年8月27日(火)から平成25年9月3日(火)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、平成25年8月28日(水)から平成25年9月3日(火)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年8月28日(水)の場合、申込期間は「自 平成25年8月29日(木) 至 平成25年8月30日(金)」、払込期日は「平成25年9月4日(水)」

発行価格等決定日が平成25年8月29日(木)の場合、申込期間は「自 平成25年8月30日(金) 至 平成25年9月2日(月)」、払込期日は「平成25年9月5日(木)」

発行価格等決定日が平成25年8月30日(金)の場合、申込期間は「自 平成25年9月2日(月) 至 平成25年9月3日(火)」、払込期日は「平成25年9月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年9月2日(月)の場合、申込期間は「自 平成25年9月3日(火) 至 平成25年9月4日(水)」、払込期日は「平成25年9月9日(月)」

発行価格等決定日が平成25年9月3日(火)の場合は上記申込期間及び払込期日のとおり、
となりますのでご注意ください。

- 5 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
- 6 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に自己株式の処分に対する払込金に振替充当します。
- 7 申込証拠金には、利息をつけません。
- 8 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が平成25年8月28日(水)の場合、受渡期日は「平成25年9月5日(木)」

発行価格等決定日が平成25年8月29日(木)の場合、受渡期日は「平成25年9月6日(金)」

発行価格等決定日が平成25年8月30日(金)の場合、受渡期日は「平成25年9月9日(月)」

発行価格等決定日が平成25年9月2日(月)の場合、受渡期日は「平成25年9月10日(火)」

発行価格等決定日が平成25年9月3日(火)の場合、受渡期日は「平成25年9月11日(水)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄の金融商品取引業者の本店及び全国各支店で申込みの取扱いをいたします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱東京UFJ銀行 歌島橋支店	大阪市西淀川区千舟一丁目1番21号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目9番1号	11,550,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は自己株式の処分に対する払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むことといたします。 3 引受手数料は支払われません。 ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	1,950,000株	
S M B C 日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	900,000株	
三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目5番2号	300,000株	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目5番1号	300,000株	
計	-	15,000,000株	-

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
14,684,700,000	8,000,000	14,676,700,000

(注) 1 新規発行による手取金は自己株式の処分に係る手取金であり、発行諸費用の概算額は自己株式の処分に係る諸費用の概算額であります。

2 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

3 払込金額の総額(発行価額の総額)は、平成25年8月9日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【手取金の使途】

上記差引手取概算額14,676,700,000円については、一般募集と同日付をもって決議された本件第三者割当の手取概算額上限2,200,705,000円と合わせ、手取概算額合計上限16,877,405,000円について、1,225,000,000円を平成25年12月末までに子会社上海江崎格力高南奉食品有限公司への融資資金に、5,888,000,000円を平成26年12月末までに子会社Thai Glico Co.,Ltd.への融資資金に、1,750,000,000円を平成25年12月末までにインドネシアにおける合弁会社PT.Glico-Wings(1)の設立出資資金に、3,750,000,000円を平成26年12月末までにPT.Glico-Wingsへの融資資金に、4,264,405,000円を平成26年4月末までに返済期限の到来する借入金10,000,000,000円の返済資金の一部に充当する予定であり、実際の支出までは、当社名義の銀行口座にて適切に管理いたします。

上海江崎格力高南奉食品有限公司への融資資金については、菓子生産設備の増設を目的とした設備投資資金に、Thai Glico Co.,Ltd.への融資資金については、菓子生産設備の増設及び工場・製品倉庫の新設を目的とした設備投資資金に充当する予定です。

上記の設備投資の内容は、2に記載のとおりであります。

また、合弁会社PT.Glico-Wingsに対する設立出資資金及び融資資金については、3,250,000,000円を平成26年12月末までに工場建設を目的とした設備投資資金に、2,250,000,000円を平成26年12月末までに運転資金に充当する予定です。

なお、後記「第三部 参照情報 第1 参照書類」に記載の有価証券報告書(第108期事業年度)の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の、本有価証券届出書提出日(平成25年8月19日)現在(ただし、既支払額については平成25年6月30日現在)の状況については、後記「第三部 参照情報 第2 参照書類の補完情報」に記載しております。

1 インドネシア合弁会社の概要

(1) 名称	PT. Glico-Wings
(2) 所在地	インドネシア共和国 ジャカルタ市
(3) 代表者の役職・氏名	未定
(4) 事業内容	冷菓(アイスクリーム)の製造販売
(5) 資本金	約35億円相当 インドネシアルピア
(6) 設立年月日	平成25年12月(予定)
(7) 決算期	12月
(8) 出資比率	江崎グリコ株式会社 50% PT. Mitrajaya Ekaprana 50%
(9) 事業開始日	平成27年1月(予定)

2 子会社における設備投資の内容

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (注)3
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	
上海江崎格力 高南泰食品有 限公司	中国 上海市	菓子	機械装置	2,872	-	自己資金 及び当社から の融資資金 (注)2	平成25年 4月	平成27年 9月	-
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	機械装置	864	-	当社からの融 資資金 (注)2	平成25年 1月	平成26年 9月	-
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	倉庫用 建物	224	-	当社からの融 資資金 (注)2	平成26年 1月	平成26年 9月	-
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	工場用 建物	4,800	-	当社からの融 資資金 (注)2	平成27年 1月	平成27年 12月	-

(注)1 上表には、消費税等は含まれておりません。

- 2 「当社からの融資資金」は、当社が今回の一般募集及び本件第三者割当による調達資金を子会社へ融資するものです。
- 3 完成後の増加能力については、設備投資が主として新設であり、生産品種も多岐にわたることから、増加能力を合理的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

第2【売出要項】

1【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,250,000株	2,297,475,000	東京都中央区日本橋一丁目9番1号 野村證券株式会社

（注）1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から2,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われな場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金）及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.glico.co.jp/ir/news.htm>）（新聞等）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、平成25年8月9日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 平成25年9月4日(水) 至 平成25年9月5日(木) (注)1	1,000株	1株につき 売出価格と 同一の金額	野村證券株式 会社の本店及 び全国各支店	-	-

（注）1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一といたします。

2 株式の受渡期日は、平成25年9月11日（水）（ ）であります。

ただし、株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件（2）募集の条件」における株式の受渡期日と同一といたします。

3 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをします。

4 申込証拠金には、利息をつけません。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集にあたり、その需要状況を勘案した上で、一般募集の主幹会社である野村證券株式会社から2,250,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、2,250,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに関連して、野村證券株式会社が上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を取得させるために、当社は平成25年8月19日（月）開催の取締役会において、野村證券株式会社を割当先とする当社普通株式2,250,000株の第三者割当による自己株式の処分（本件第三者割当）を、平成25年9月27日（金）を払込期日として行うことを決議しております。（注）1

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成25年9月19日（木）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注）2）、借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数から、安定操作取引及びシンジケートカバー取引によって取得し借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「取得予定株式数」という。）について、野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため本件第三者割当における処分株式数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当における最終的な処分株式数とその限度で減少し、又は処分そのものが全く行われない場合があります。

野村證券株式会社が本件第三者割当に係る割当てに応じる場合には、野村證券株式会社はオーバーアロットメントによる売出しにより得た資金をもとに取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって野村證券株式会社は本件第三者割当に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当における自己株式の処分は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

（注）1 本件第三者割当の内容は以下のとおりであります。

- (1) 募集株式の種類及び数 当社普通株式 2,250,000株
- (2) 払込金額の決定方法 発行価格等決定日に決定する。なお、払込金額は一般募集における発行価額と同一とする。
- (3) 割当先 野村證券株式会社
- (4) 申込期間（申込期日） 平成25年9月26日（木）
- (5) 払込期日 平成25年9月27日（金）
- (6) 申込株数単位 1,000株

2 シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が平成25年8月28日（水）の場合、「平成25年8月31日（土）から平成25年9月19日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月29日（木）の場合、「平成25年9月3日（火）から平成25年9月19日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年8月30日（金）の場合、「平成25年9月4日（水）から平成25年9月19日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月2日（月）の場合、「平成25年9月5日（木）から平成25年9月19日（木）までの間」

発行価格等決定日が平成25年9月3日（火）の場合、「平成25年9月6日（金）から平成25年9月19日（木）までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である掬泉商事株式会社は野村證券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、原則として当社株式の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換もしくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得もしくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、一般募集、本件第三者割当及び株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部もしくは全部につき解除できる権限を有しております。

3 自己株式の消却について

当社は平成25年8月19日（月）開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、平成25年12月11日（水）付で当社普通株式6,000,000株の消却を行うことを決議いたしました。なお、消却後の当社発行済株式総数は、138,860,138株となります。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に自己株式処分並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載いたします。

・表紙裏に以下の内容を記載いたします。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

- (1) 金融商品取引法施行令第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」（以下「取引等規制府令」という。）第15条の5に定める期間（有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間（*1））において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場における空売り（*2）又はその委託もしくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うことはできません。
- (2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り（*2）に係る有価証券の借入れ（*3）の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- *1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、平成25年8月20日から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が平成25年8月28日から平成25年9月3日までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- *2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
- ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- *3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの（売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け）を含みません。

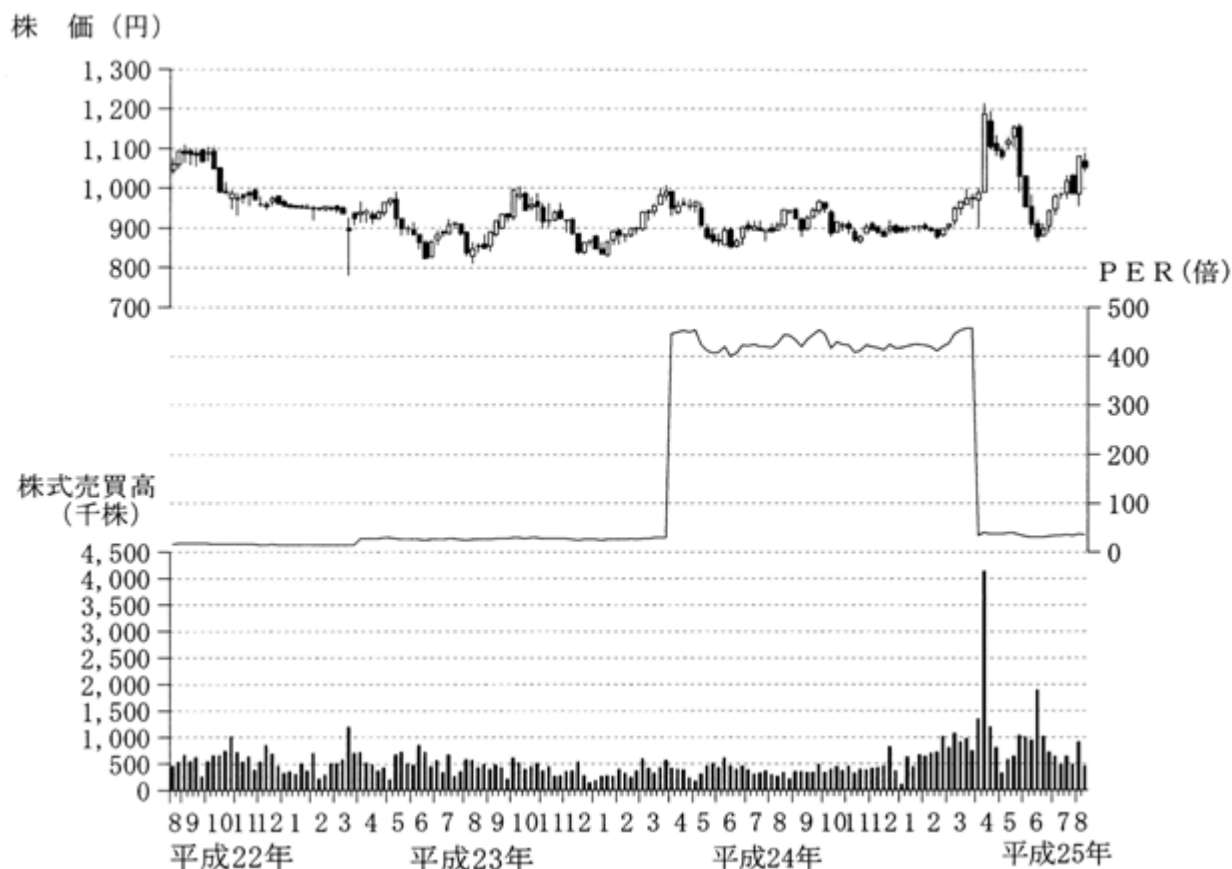
- 2 今後、発行価格等（発行価格、発行価額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（発行価額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（[URL] <http://www.glico.co.jp/ir/news.htm>）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載いたします。

（株価情報等）

1【株価、P E R 及び株式売買高の推移】

平成22年8月16日から平成25年8月9日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。



（注）1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。

- ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
- ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$\text{P E R (倍)} = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益}}$$

平成22年8月16日から平成23年3月31日については、平成22年3月期有価証券報告書の平成22年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

平成23年4月1日から平成24年3月31日については、平成23年3月期有価証券報告書の平成23年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

平成24年4月1日から平成25年3月31日については、平成24年3月期有価証券報告書の平成24年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

平成25年4月1日から平成25年8月9日については、平成25年3月期有価証券報告書の平成25年3月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益金額を使用。

2【大量保有報告書等の提出状況】

平成25年2月19日から平成25年8月9日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第108期（自 平成24年4月1日 至 平成25年3月31日）平成25年6月28日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第109期第1四半期（自 平成25年4月1日 至 平成25年6月30日）平成25年8月1日関東財務局長に提出

3【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月19日）までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を平成25年7月1日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

以下「1 事業等のリスク」の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）に記載された「事業等のリスク」を一括して記載したものであります。なお、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日（平成25年8月19日）までの変更箇所については、___ 罫で示しております。

また、以下「2 設備の新設、除却等の計画」の内容は、上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書（第108期事業年度）の「第一部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」に記載した平成26年3月期の設備投資計画12,900百万円のうち重要なものについての本有価証券届出書提出日（平成25年8月19日）現在（ただし、既支払額については平成25年6月30日現在）における内容であり、本有価証券届出書「第一部 証券情報 第1 募集要項 4 新規発行による手取金の使途（2）手取金の使途」に記載する手取金の使途との重複はありません。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、以下「1 事業等のリスク」及び「2 設備の新設、除却等の計画」に記載した事項を除き、本有価証券届出書提出日（平成25年8月19日）現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。

1 事業等のリスク

当社グループの経営成績及び財務状況等（株価含む）に影響を及ぼす可能性のあるリスクには以下のようなものがあります。

なお、文中の将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年8月19日）現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 製品開発に関するリスク

当社グループは、「おいしさと健康」を企業理念として掲げ、独創的で価値のある製品を提供するための研究開発活動を行っております。一方で、お客様の嗜好の多様性や健康志向の高まり、国内の少子高齢化等、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しております。このような市場の変化にいかに対応し、付加価値の高い製品を開発できるかが、今後の当社グループの事業拡大にとって重要な課題となっております。このため当社グループでは、新製品開発、現行製品の改良、コストダウン、基礎研究の分野で研究開発活動を每期計画的に実施しております。しかし、これらの開発投資が成功し、すべて新製品開発につながるという保証はなく、また研究開発テーマが、市場ニーズと乖離して受け入れられない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料調達に関するリスク

チョコレートの原料となるカカオ豆やカカオバターは全量を輸入に頼っております。また、小麦粉、砂糖、乳製品、豚肉、食用油、包装資材等、原材料全般にわたって、需給動向や原油価格の変動などにより調達価格が変動しております。そのほか、乳製品原料を取り巻く国内取引制度の変更なども当社グループの経営成績及び財政状態に影響を与える可能性があります。

(3) 天候に関するリスク

当社グループが展開している事業の中には、菓子・アイスクリーム・ヨーグルト・飲料等、気温の高低や晴雨という天候状況によって消費者の購買行動が影響を受けやすい商品があり、春夏の低温、猛暑、多雨をはじめとする天候不順の場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(4) 食の安全性に関するリスク

当社グループでは、原材料購入時点における安全性の確認・生産現場における品質チェック・日付管理・輸送途中の温度管理等を徹底し、国際的な食品安全システムの導入に取り組む等、企業の存立基盤となる「安全と安心」を確保するため、万全の体制で臨んでおります。

しかし、上記の取組みの範囲を超えた事象が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(5) 取引先の経営破綻等に関するリスク

当社グループの販売先は主として、スーパーマーケット・コンビニエンスストアや食品専門商社、卸店等であります。当社グループでは債権保全に万全を期すべく、調査機関や業界情報の活用により日常的な情報収集や与信管理を徹底し、債権の回収不能という事態を未然に防ぐ体制を取っております。

しかし、上記の取組みの範囲を超えた事象が突発的に発生した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(6) 天変地異や社会的な制度等に関するリスク

当社グループは日本及びヨーロッパ・アジア・米国等において事業展開を行っております。これらの事業展開地域においては次のようなリスクがあります。これらの事象が発生した場合は当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

地震等の天変地異の発生

予期しない不利な経済的又は政治的要因の発生や外国為替相場の変動等

テロ、紛争等の発生、感染性疾病の流行等による社会的混乱

(7) 法的規制等に関するリスク

当社グループは食品衛生法、製造物責任法、不当景品類及び不当表示防止法、環境・リサイクル関連法規等の法的規制の適用を受けております。当社グループとしては、各業務担当部門が法務担当部門と連携しながら、すべての法的規制を遵守するよう取り組んでおります。しかし、上記の取組みの範囲を超えた事象が発生した場合、当社グループの業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(8) 情報システムの障害等に関するリスク

当社グループは、生産、販売、管理等の情報をコンピュータにより管理しています。これらの情報システムの運用については、コンピュータウイルス感染によるシステム障害やハッキングによる被害及び外部への社内情報の漏洩が生じないよう万全の対策を講じています。しかしながら、当社の想定を超えた技術による情報システムへの不正アクセスやコンピュータウイルスの感染などにより、情報システムに障害が発生するリスクや、社内情報等が外部に漏洩するリスクがあり、こうした事態が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたすとともに、業績に悪影響を及ぼす可能性があります。

(9) 固定資産の減損に関するリスク

当社グループでは、事業目的に使用する設備、不動産、投資有価証券等、様々な資産を所有しております。今後、資産の利用状況及び時価の下落、将来キャッシュフローの状況等により、減損処理が必要となった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

2 設備の新設、除却等の計画

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定		完成後の 増加能力 (注) 2
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了	

提出会社	大阪市他	菓子、冷凍食品、本社	機械装置他	6,343	1,536	自己資金	平成25年 4月	平成26年 3月	-
上海江崎格力高食品有限公司	中国 上海市	菓子	機械装置	315	4	自己資金	平成25年 1月	平成25年 12月	-
Thai Glico Co.,Ltd.	タイ国 バンコック市	菓子	機械装置他	2,728	1,357	借入金 及び当社からの 融資資金	平成25年 1月	平成25年 12月	-
上海江崎格力高南奉食品有限公司	中国 上海市	菓子	機械装置	870	37	自己資金 及び当社からの 融資資金	平成25年 1月	平成25年 12月	-
グリコ乳業(株)	東京都 昭島市他	牛乳・ 乳製品	機械装置他	1,872	403	自己資金	平成25年 4月	平成26年 3月	-
グリコハム(株)	静岡県 浜松市他	畜産加工品	機械装置他	445	264	当社からの融 資資金	平成25年 4月	平成26年 3月	-
グリコ栄養食品(株)	愛知県 名古屋市他	食品原料	機械装置他	243	61	自己資金	平成25年 4月	平成26年 3月	-

(注) 1 上表には、消費税等は含まれておりません。

2 完成後の増加能力については、生産品種も多岐にわたることから、増加能力を合理的に算定することが困難であるため、記載しておりません。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

江崎グリコ株式会社 本店

(大阪市西淀川区歌島四丁目6番5号)

江崎グリコ株式会社 首都圏統括支店

(東京都港区高輪四丁目10番18号)

江崎グリコ株式会社 中部統括支店

(名古屋市東区東大曾根町22番28号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

なお、参照書類のうち株式会社東京証券取引所と株式会社大阪証券取引所との現物市場統合が行われた平成25年7月16日より前に提出されたものにつきましては、上記に加え、以下においても縦覧に供されております。

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。